

# 稲作・園芸規模拡大支援事業（計画策定支援事業）

## 1 事業目的

府内の多くの集落営農は、水稲を中心とした単一集落内での営農に留まっており経営規模が小さく収益力の向上が課題となっていることから、集落連携や収益性の高い作物の導入等の革新的な営農計画の作成及び実践を支援することにより、力強い農業経営への転換を図る。

## 2 事業内容

### (1) 革新計画作成推進事業 750 千円

□事業内容：集落連携や収益性の高い作物の導入に伴う革新的な営農計画（以下、革新計画）の作成にかかる費用を支援

□実施主体：集落営農組織や革新計画の作成に取り組む組織

□補助率等：250 千円/組織（定額）

□事業要件：事業実施年度内に革新計画の作成が確実と見込まれること

#### ●革新計画とは

集落営農法人が、営農の大規模化、高収益性園芸品目の導入及び効率的な生産方法の導入などの新たな活動に取り組み、経営力の向上を図ることを目的とした中期計画。

【目標項目】構成集落、水稲生産の広域化・効率化（どのように生産するか）、新規導入品目の生産（高収益作物として何を栽培するか）、効率的な生産のための人員体制、栽培農地のゾーニング（図面作成）等

【取組項目】新規常時雇用者数、企業人材受入数、機械施設整備計画、法人化計画等

### (2) 革新計画作成サポート事業 3,000 千円

□事業内容：革新計画の作成に助言・指導を行う革新計画推進員の設置

①高収益作物導入に係る指導・助言、②集落間の連携調整

□実施主体：京都府農業会議

□補助率等：3,000 千円（定額）

※推進員を設置し、長期間に渡り地域に入り込んで指導を行うことにより、大規模経営体の早期育成を実現する。

### (3) 集落連携 100ha 農場づくり推進チーム事業 1,000 千円

□事業内容：革新計画の作成及び実践に取り組む集落営農組織に伴走支援するプロジェクトチームの活動経費

□構成組織：本部組織（府全域）京都府、JA 中央会、農業会議、土連

ブロック組織：府（振興局、普及センター）、JA、市町村（農業委員会）等

□実施主体：京都府

## 3 予算額 4,750 千円（一財 4,750 千円）

# 100ha 農場づくり準備事業

## 1 事業目的

集落営農組織等による規模拡大や高収益作物の生産など収益力向上に向けた新規導入作物の試験栽培や農業用施設・機械の整備を支援することにより、持続可能な集落営農組織を育成する。

## 2 事業内容

### (1) 新規作物導入推進事業 1,300 千円 (一財 1,300 千円)

- 事業内容：収益力強化に資する新規導入作物試験栽培の取組費用を支援
- 実施主体：収益力強化に取り組む集落営農組織等
- 補助率等：1/2 以内
- 事業要件：
  - ・革新計画書に基づいて行われる取組であること
  - ・集落間又は集落営農組織と企業の連携取組であること
- 補助期間：最大3箇年度

### (2) 収益力強化整備事業 48,700 千円 (一財 48,700 千円)

- 事業内容：集落営農組織の収益力強化に資する下記の整備に要する費用を支援
  - ①農産物生産用機械・施設、②乾燥調製貯蔵用機械・施設、
  - ③農産物集出荷機械・施設、④農産物処理加工機械・施設
  - ⑤鳥獣被害防止施設⑥その他事業実施に必要不可欠な機械・施設
- 実施主体：収益力強化に取り組む集落営農組織等
- 補助率等：1/2 以内
- 事業要件：
  - ・革新計画書に基づいて行われる取組であること
  - ・園芸品目栽培面積の5ha以上拡大又は売上高10%以上増
- 補助期間：最大3箇年度

### (3) 農業経営法人化等支援事業 2,500 千円 (国庫 2,500 千円)

- 事業内容：集落営農組織の法人化に対し定額を助成
- 実施主体：市町村
- 補助率等：250 千円/組織
- 事業要件：
  - ・国事業（集落営農活性化プロジェクト促進事業）の事業実施要領に定める集落ビジョンを作製していること 等

## 3 予算額 52,500 千円 (国庫 2,500 千円、一財 50,000 千円)

# **広域的農地（100ha）管理体制構築事業**

～営農と農地管理の分離による、農業経営の効率化と規模拡大を推進～

## **1 趣 旨**

多大な労力を要する畦畔の草刈り等の農地管理に係る農業経営体等の負担を軽減するため、ラジコン草刈機等の新技術を活用して農地管理業務を専門かつ広域的に請け負う事業体の形成や広域的な土地利用調整を支援することにより、集落営農組織等の規模拡大と収益向上を下支えする。

## **2 事業概要**

### **農地管理省力化新技術導入支援事業**

農地管理業務を専門かつ広域的に請け負う事業体の設立に係るラジコン草刈機等の農地管理に要する機械導入を支援

- 事業主体 農地管理会社となる法人等
- 補助率 1 / 2

## **3 事業費**

8, 0 0 0 千円（一財 8, 000 千円）

# 集落連携 100ha 農場づくり事業実施要領

制定 令和3年7月14日 3農村第988号、3経第505号農林水産部長通知

改正 令和5年9月22日 5農村第1154号、5経第615号農林水産部長通知

## 第1 趣旨

府内の多くの集落営農は、水稻を中心とした単一集落内での営農体制であるため、経営規模が小さく、収益力の向上が課題となっている。また、農業従事者の減少や高齢化が進む中、本府の農業・農村を次の世代に確実に引き継いでいくためには、効率的な共同活動と新たな人材の確保によって営農体制を強化することが急務である。

このような課題を解決するためには、集落間連携に係る合意の下、単一集落の範囲を越えた大規模で効率的な水稻生産を実現するとともに、収益性の高い農産物の生産を拡大し、収益力を向上させる必要がある。また、規模拡大の阻害要因である草刈り等農地管理活動の外部委託体制の確立や、規模拡大で生じる労務管理などの新たな業務に対する人材確保といった多方面からの取組も必要となる。

そこで、集落連携100ha農場づくり事業（以下「本事業」という。）では、各地域が、力強い経営と効率的な共同活動を両立することによって持続可能な営農体制を実現するための取組を総合的に支援する。

本事業の実施については、補助金等の交付に関する規則（昭和35年7月1日付け京都府規則第23号）及び農業振興事業費補助金交付要綱（昭和35年11月11日付け京都府告示第928号。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

## 第2 定義

本事業における各用語の定義は次のとおりとする。

### 1 集落営農組織

次のいずれかに該当する組織をいう。

- (1) 複数集落を単位とした営農組合等地縁組織を母体とし、地域の農業者の大半が出資して設立されている又は地域の農業者の合意により活動運営される組織
- (2) 水稻栽培を広範囲で行っている等、地域や集落の農地維持に貢献している法人

### 2 農地管理組織

農業者等（農業者、生産組織等）から、畦畔等の除草や農薬散布等の作業（以下「農業支援サービス」という。）を受託する、次の組織等をいう。

- (1) 一般社団法人
- (2) 株式会社
- (3) 地方公共団体が出資する法人
- (4) 広域活動組織又は活動組織（多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）第5に定められるものをいう。）
- (5) 集落協定（中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）第6の2（1）に定められるものであり、組織として規約等を定めているものをいう。）を締結した組織

### 3 広域営農体制準備組織

集落営農組織又は農地管理組織を主な構成員として、集落を越えた広域的な営農体制を構築するため、多方面に渡る取組を総合的に実施しようとする組織をいう。

### 4 革新計画書

集落間連携や収益性の高い作物の導入に伴う革新的な営農計画を定める計画書をいう。

### 第3 事業内容

本事業は、別表1から6に掲げる事業で構成する。

### 第4 事業の推進体制

京都府広域振興局長（京都市、向日市、長岡京市及び乙訓郡大山崎町にあっては知事）と市町村長は、本事業の効果的かつ適正な実施を図るため、密接な連携・協力による指導推進体制の整備に努めるとともに、農業団体等関係機関とも連携し、本事業の円滑な実施を図るものとする。

### 第5 広域連携農場地区の指定

知事は、別表1及び別表3から6の事業について、事業の必要性を認めた地区を「広域連携農場地区」に指定する。指定に係る要件、手続き等は次のとおりとする。

#### 1 広域連携農場地区の申請

(1) 広域連携農場地区は次の要件を全て満たすものとする。

ア 旧村又は小学校区等の範囲で、複数の集落で構成される地域

イ **次の要件のいずれかを満たす地域**

(ア) 「人・農地プランの具体的な進め方について」（令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知）の2の(1)に定める実質化を行った京力農場プランの地域内又は5の(1)に定める工程表作成地域内

(イ) **地域計画が作成されている地域内又は地域計画の策定に向けた工程表が作成され、策定が確実と見込まれる区域**

ウ **面積が概ね50ha以上である地域（ただし、申請地区面積の過半で高収益作物が導入される場合や地理的条件による制約が出る場合等を除く。）**

(2) 広域連携農場地区の指定に係る申請は、広域営農体制準備組織が行うものとする。

(3) 広域連携農場地区の指定を受けようとする広域営農体制準備組織は、広域連携農場地区指定申請書（第1号様式）に事業実施計画（別添1から4のうち該当するものに限る。）を添付して、広域連携農場地区が存する市町村の長に提出するものとする。

(4) 市町村長は、(3)の申請書の内容を検討し、必要な指導、調整を行った上で、管内の申請書を取りまとめ、広域連携農場地区指定申請書（第2号様式）に(3)の申請書を添付して、知事に提出するものとする。

#### 2 広域連携農場地区の承認

知事は、1により提出された申請書について、申請内容が適当と認められるときはこれを承認し、指定承認通知（第3号様式）により市町村長に通知するものとする。

#### 3 広域連携農場地区の指定変更

事業実施地区又は構成員に変更が生じた場合、広域営農体制準備組織は1の(3)、(4)に準じて変更申請を行い、知事は2に準じて広域連携農場地区の指定承認を行うものとする。

#### 4 事業実施内容の変更

(1) 広域営農体制準備組織は、第5の2で承認を受けた事業に加え、他の事業を実施する場合、又は、交付要綱第2条の表に掲げる変更が生じた場合は、変更計画承認申請書（第6号様式）に事業実施計画（別添1から別添4のうち該当するものに限る。）を添付して、広域連携農場地区が存する市町村長に提出するものとする。

(2) 市町村長は、**前号**の申請書の内容を検討し、必要な指導、調整を行った上で、管内の申請書を取りまとめ、変更計画承認申請書（第7号様式）に**前号**の申請書を添付して、知事に提出するものとする。

#### 5 事業実施内容の変更承認

知事は、4の(2)により提出された申請書について、申請内容が適当と認められるときはこれを承認し、変更承認通知（第8号様式）により市町村長に通知するものとする。

## 第6 革新計画書の認定

### 1 革新計画書の認定申請

- (1) 広域営農体制準備組織は、革新計画書の認定を受けようとするときは、革新計画認定申請書（第16号様式）に革新計画書を添付して、広域連携農場地区が存する市町村の長に提出するものとする。
- (2) 市町村長は、前号の申請書の内容を検討し、必要な指導、調整を行った上で、革新計画認定申請書（第17号様式）に前号の申請書を添付して、提出するものとする。

### 2 革新計画書の認定

知事は、1の(2)により提出された申請書について、申請内容が適当と認められるときはこれを認定し、革新計画認定通知（第18号様式）により市町村長に通知するものとする。

### 3 革新計画書の変更認定

第5の3の規定による広域連携農場地区の指定に変更が生じた場合は、広域営農体制準備組織は1の(1)、(2)に準じて変更申請を行い、知事は2に準じて革新計画書の認定を行うものとする。

## 第7 書類の提出

この要領に基づき知事に提出する書類は、京都市、向日市、長岡京市及び乙訓郡大山崎町にあっては知事に、その他の市町村にあっては当該市町村の区域を所管する京都府広域振興局の長に提出するものとする。

## 第8 事業の実施

各事業の実施手続については、別記1及び別記2のとおり定めるものとする。

## 第9 関係書類の整備

事業主体は、本事業により取得し又は効用の増加した財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年4月1日大蔵省令第15号）に規定する耐用年数の間（耐用年数が10年間に満たない場合は10年間とする。）、本事業の目的に沿って適切に管理するとともに、本事業の実施に係る関係書類及び施設管理関係書類を整理保存するものとする。

## 第10 助成

知事は予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、補助するものとする。

## 第11 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項については、知事が別に定めるものとする。

### 附 則

この要領は、令和3年7月14日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

### 附 則

- 1 この要領は、令和5年9月22日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。
- 2 この要領による改正前のそれぞれの要領の規定に基づく様式による用紙は、当分の間、この要領による改正後のそれぞれの要領の規定に基づく様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。



## 別記1（第8関係）（革新計画作成推進事業、新規作物導入推進事業、収益力強化整備事業、農地管理省力化新技術導入支援事業）

### 第1 補助金の交付申請等

#### 1 交付の申請

補助事業者は、広域連携農場地区の指定を受けた地区において、事業を実施しようとするときは、補助金交付申請書（第4号様式）により、知事に補助金の交付を申請するものとする。申請に当たっては、補助金の振込先口座が分かる書類及び該当する事業実施計画（別添1、別添2、別添3及び別添4）の写しを添付するものとする。

#### 2 申請書記載事項の変更

補助事業者は、交付要綱第4条に定める変更をしようとする場合は、変更承認申請書（第5号様式）により、知事に変更を申請するものとする。

### 第2 事業の着手

補助事業者は、交付決定前に事業を実施した場合、補助金の交付を受けることはできない。ただし、地域の実情に応じて、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない場合により、当該事業に係る補助金の交付の申請を行った日から当該申請に係る補助金の交付決定前までに当該事業を実施しようとする場合（当該事業に係る契約を締結しようとする場合を含む。）において、交付決定前着手届（第9号様式）を知事に提出したときは、この限りでない。このとき、補助金交付申請書に記載する事業着手年月日に交付決定前着手届の文書番号を併記するものとする。

### 第3 実績報告等

補助事業者は、補助事業を完了した日から1箇月を経過した日又は交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書（第10号様式）を知事に提出するものとする。なお、事業主体が革新計画作成推進事業を実施した場合は、作成した革新計画書（参考様式）を添付するものとする。

### 第4 概算払

補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書（第11号様式）により、知事に概算払請求を行うことができる。

### 第5 実施状況報告

1 革新計画作成推進事業、新規作物導入推進事業、収益力強化整備事業及び農地管理省力化新技術導入支援事業に取り組む事業主体は、実施した事業の進捗状況を取りまとめ、事業完了年度の翌年度から起算して3箇年度の間、毎年6月末日までに実施状況報告書（第12号様式）を市町村長に提出するものとする。

2 補助事業者は、前項の実施状況報告の内容を確認し、必要な指導を行った上で、管内の報告を取りまとめ、実施状況報告書（第13号様式）により知事に提出するものとする。

## 別記2（第8関係）（革新計画作成サポート事業、企業連携人材確保事業）

### 第1 事業実施計画の承認申請等

#### 1 事業実施計画の承認申請

補助事業者は、事業実施計画承認申請書（第14号様式）を知事に提出するものとする。

#### 2 事業実施計画の承認

知事は、1により提出された事業実施計画について、申請内容が適当と認められるときはこれを承認し、承認通知（第15号様式）により通知するものとする。

#### 3 事業実施計画の変更

補助事業者が事業実施計画の変更をしようとするとき、知事の承認が必要な実施計画の変更内容は交付要綱第2条の表に準じるものとする。

なお、変更手続きについては1及び2に準じて行うものとする。

### 第2 補助金の交付申請等

#### 1 交付の申請

補助事業者は、第1の2の承認を受けた後、補助金交付申請書（第4号様式）により、知事に補助金の交付を申請するものとする。申請に当たっては、補助金の振込先口座が分かる書類及び事業実施計画（別添9もしくは別添10）の写しを添付するものとする。

#### 2 申請書記載事項の変更

補助事業者は、交付要綱第4条に定める変更をしようとする場合は、変更承認申請書（第5号様式）により、知事に変更を申請するものとする。

### 第3 事業の着手

補助事業者は、交付決定前に事業を実施した場合、補助金の交付を受けることはできない。ただし、地域の実情に応じて、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない場合により、当該事業に係る補助金の交付の申請を行った日から当該事業に係る補助金の交付決定前までに当該事業を実施しようとする場合（当該事業に係る契約を締結しようとする場合を含む。）において、別に定める交付決定前着手届（第9号様式）を知事に提出したときは、この限りでない。このとき、補助金交付申請書に記載する事業着手年月日に交付決定前着手届の文書番号を併記するものとする。

### 第4 実績報告等

補助事業者は、補助事業を完了した日から1箇月を経過した日又は交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書（第10号様式）を知事に提出するものとする。

### 第5 概算払

補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書（第11号様式）により、知事に概算払請求を行うことができる。

### 第6 実施状況報告

企業連携人材確保事業に取り組む補助事業者は、事業完了年度の翌年度から起算して、5箇年度の間、毎年6月末日までに実施状況報告（第13号様式に別添10を添付）を知事に提出するものとする。



別表 1 (第 3 関係)

事業名	革新計画作成推進事業
事業内容	集落営農組織等が、収益力の向上等持続可能な地域農業の実現を目指し、他の団体と新たな連携体制を実現する（新しい組織の立ち上げを含む。）ための計画（革新計画書（参考様式））を策定する取組を支援する。
補助事業者	市町村
事業主体	広域営農体制準備組織
実施要件	第 5 の 2 による承認を受けた地区の取組であること。
補助対象経費	1 現地活動経費 資料印刷代、会場使用料、消耗品費、専門家の招へいに係る謝金及び旅費 2 先進地視察経費 講師への謝金、移動用バス借り上げ費、旅費
補助率	定額
補助限度額	250 千円/地区
補助対象期間	最大、事業承認年度を含めた 2 箇年度以内

別表 2 (第 3 関係)

事業名	革新計画作成サポート事業
事業内容	各地域での革新計画書作成が円滑に進むよう、革新計画推進員の設置を支援する。
事業主体	一般社団法人京都府農業会議
実施要件	-
補助対象経費	1 人件費、賃金 2 現地活動経費 需用費（燃料、消耗品費）、使用料、印刷製本費、旅費、役務費（通信運搬費）、委託料等
補助率	定額
補助限度額	-

別表3（第3関係）

事業名	企業連携人材確保事業
事業内容	<p>1 派遣型 京都府内で水稻栽培を広範囲で行っている等、地域や集落の農地維持に貢献している法人（以下「集落営農法人」という。）が、民間企業の社員を派遣によって受け入れる場合に、受入に伴うかかり増し経費を支援する。</p> <p>2 雇用型 事業主体が、京都府内の集落営農法人への派遣を目的として府外の民間企業の社員を雇用する場合に、必要な経費を支援する。</p>
補助事業者及び事業主体	<p>1 派遣型 補助事業者：一般社団法人京都府農業会議 事業主体：集落営農法人</p> <p>2 雇用型 事業主体：一般社団法人京都府農業会議</p>
実施要件	<p>次の要件を全て満たすこと。</p> <p>1 第5の2による承認を受けた地区の取組であること。</p> <p>2 補助事業者は、次に定める要件を全て満たすこと。 (1) 事業の適正な管理を行うこと。 (2) 派遣又は雇用の調整及び実績について、必要に応じて、京都府に報告すること。</p> <p>3 派遣又は雇用される民間企業の社員が、次に定める要件を全て満たすこと。 (1) 京都府内の集落営農法人での勤務を希望する者であること。 (2) 集落営農法人の経営強化に資するスキルを有する者であること。 (3) 派遣期間（最大2年間）の終了後、集落営農法人に採用され引き続き勤務することを希望する者であること。</p> <p>4 人材を拠出する民間企業が、次に定める要件を全て満たすこと。 (1) 派遣型 派遣期間中は、派遣する社員の雇用を継続し、自社の定める規定により、直接給与を支払うこと。 (2) 雇用型 ア 京都府内に本社（主たる事務所又は事業所）が所在しないこと。 イ 京都府に対して当該年度の人件費（給与、社会保険料等）及び事務費（光熱費、通信費等）相当分の寄附を行うこと。</p> <p>5 人材を受け入れる集落営農法人が、次に定める全ての要件を満たしていること。 (1) 派遣型・雇用型共通 ア 第6の2による認定を受けた革新計画書に位置づけられている集落営農法人であること。</p>

	<p>イ 過去2箇年の平均売上高が1億円未満であり、かつ、革新計画書認定後5年以内に過去2箇年の平均売上高の2倍以上となる営農計画を策定していること。ただし、過去2箇年の平均売上高が5千万円未満の場合は、革新計画書認定後5年以内に売上高が1億円以上となる営農計画を策定していること。</p> <p>ウ 革新計画書認定後5年以内に、新たに正社員を2名以上雇用し、かつ、常雇用者（有給役員、常用雇用者（正社員・正職員、パート・アルバイト、嘱託、契約社員等の呼称に関わらず期間を定めずに、又は1箇月以上の期間を定めて雇用をしている者）をいう。）が5名以上となる雇用計画を有すること。</p> <p>エ イ及びウの計画の達成状況について、事業完了年度の翌年度から起算して5箇年度の間、派遣型の場合は補助事業者を、雇用型の場合は事業主体を通じて京都府に報告すること。</p> <p>(2) 派遣型 人件費負担に係る協定書を民間企業、補助事業者及び事業主体の3者間で作成すること。</p> <p>(3) 雇用型 事業主体と人材の受け入れに係る協定書を結ぶこと。</p>
補助対象経費	<p>1 派遣型 集落営農法人が民間企業の社員を派遣により受け入れた場合に民間企業に支払う負担金</p> <p>2 雇用型 事業主体が民間企業の社員を雇用する際に発生する人件費（給与、社会保険料等）及び事務費（光熱費、通信費等）</p>
補助率	<p>1 派遣型 1/2 以内</p> <p>2 雇用型 定額</p>
補助限度額	<p>派遣型 受入れる人材1人につき1箇月当たり100,000円以内</p>
補助対象期間	<p>最大2箇年度（革新計画書の認定年度を含む。）</p>

別表4（第3関係）

事業名	新規作物導入推進事業
事業内容	収益力強化に資する新規導入作物試験栽培の取組を支援
補助事業者	市町村
事業主体	集落営農組織等
実施要件	次の要件を全て満たすこと。 1 第5の2による承認を受けた地区の、第6の2による認定を受けた革新計画書に基づいて行われる取組であること。 2 集落間又は集落営農組織と企業の連携取組であること。
補助対象経費	収益力強化に資する新規導入作物試験栽培の取組に要する経費（資材費、機械レンタル費、先進地視察及び講師招へい経費（謝金、旅費）等）
補助率	1/2 以内
補助限度額	650 千円/組織等
補助対象期間	最大3箇年度（革新計画書の認定年度を含む。）

別表5（第3関係）

事業名	収益力強化整備事業
事業内容	収益力強化に資する農産物生産用機械・施設等の整備に要する費用を支援
補助事業者	市町村
事業主体	集落営農組織等
実施要件	次の要件を全て満たすこと。 1 第5の2による承認を受けた地区の、第6の2による認定を受けた革新計画書に基づいて行われる取組であること。 2 事業完了年度の翌年度から起算して3箇年度以内に園芸品目の栽培面積を5ha以上拡大すること、売上高を10%以上増加させること、又は、収益を10%以上増加させること。
補助対象経費	次の機械・施設の整備に要する経費 (1) 農産物生産用機械・施設 (2) 乾燥調製貯蔵用機械・施設 (3) 農産物集出荷機械・施設 (4) 農産物処理加工機械・施設 (5) 鳥獣被害防止施設 (6) その他事業実施に必要不可欠な機械・施設
補助率	1/2以内
補助限度額	10,000千円/組織等
補助対象期間	最大3箇年度（革新計画書の認定年度を含む。）



別表6（第3関係）

事業名	農地管理省力化新技術導入支援事業
事業内容	農地管理組織が農業者等から農業支援サービスを受託するに当たり、事業を広域かつ効率的に展開するための設備導入を支援する。
補助事業者	市町村
事業主体	農地管理組織等
実施要件	次の要件を全て満たすこと。 1 第5の2による承認を受けた地区の取組であること。 2 農地管理組織等と農業者等（農業者及び生産組織等）との間で、概ね50ha以上の農地における農業支援サービスの受託契約を締結している、又は確実に締結が見込まれること。
補助対象経費	ラジコン草刈機、農薬散布用ドローン等、農業支援サービスの広域かつ効率的な展開のための設備導入に要する次の経費 委託料、工事請負費、備品購入費
補助率	1/2以内
補助限度額	—
補助対象期間	最大3箇年度（革新計画書の認定年度を含む。）

第1号様式

年 月 日

市町村長 様

所在地  
組織名  
代表者（職・氏名）

集落連携100ha農場づくり広域連携農場地区指定（変更）申請書

上記事業の実施地区として、下記の地区指定（の変更）を受けたいので、集落連携100ha農場づくり事業実施要領第5の1の（3）（第5の3の（1））の規定により申請します。

記

別添の広域営農体制準備組織概要書のとおり、事業を実施しようとする地区

添付書類

広域営農体制準備組織概要書（第1号様式 添付書類）

広域営農体制準備組織概要書

1 組織の名称

2 組織が事業に取り組む地区

3 組織の概要

(1) 構成員

組織名等	農地面積 (ha)	代表者名

(2) 実施事業

- : ①革新計画作成推進事業                       : ②企業連携人材確保事業  
 : ③新規作物導入推進事業                       : ④収益力強化整備事業  
 : ⑤農地管理省力化新技術導入支援事業

※取組予定事業にチェック

(3) 取組概要

ア 組織が解決しようとする課題

イ 目指す姿 (スローガン :                      )

(4) 実施体制

※取り組みの中心となる構成組織、及び機械施設の整備を行う構成組織がわかるように明記する。

(5) 取組スケジュール

年度	活用事業	活動内容

※農地管理省力化新技術導入支援事業のみの実施を計画しており、広域営農体制準備組織の構成員に集落営農組織等が無い場合においては、集落営農組織等の設立等、持続可能な地域農業の実現に向けた活動内容も記載すること。

4 事業計画（総括）

単位：千円

事業 区分	事業 内容	事業費	内訳				備考
			補助金			自己資金	
			府費	市町村費	その他		

（添付書類）

- ・ 広域営農体制準備組織の規約
- ・ 各構成組織の活動範囲が分かる地図
- ・ 各事業実施計画書（〇〇事業、△△事業） ※実施事業名を記載  
（別添1、別添2、別添3及び別添4）
- ・ 京力農場プラン又は地域計画の取組が分かるもの
- ・ 革新計画書（作成が完了している場合）

第2号様式

番 号  
年 月 日

京都府知事 様

市町村長

集落連携100ha農場づくり広域連携農場地区指定（変更）申請書

（令和 年 月 日付け 第 号で地区指定承認を受けた）上記事業の実施地区として、下記の広域営農体制準備組織が事業に取り組む地区の指定（の変更）を受けたいので、集落連携100ha農場づくり事業実施要領第5の1の（4）（第5の3）の規定により提出します。

記

（広域営農体制準備組織名）

- ・
- ・
- ・

添付書類

組織から提出された申請書写し（第1号様式）

革新計画書の認定通知（第16号様式）（革新計画書の認定が完了している場合に限る。）

第3号様式

番 号  
年 月 日

市町村長 様

京都府知事

集落連携100ha農場づくり広域連携農場地区  
指定（変更）の承認について（通知）

年 月 日付で申請のあった広域連携農場地区指定の申請について、集落連携  
100ha農場づくり事業実施要領第5の2（6）の規定により承認します。



京都府知事 様

市町村長  
〔 組織名  
代表者（職・氏名） 〕

年度集落連携 100ha 農場づくり事業（ 事業）補助金交付申請書

年度において下記のとおり 事業を実施したいので、補助金 円の交付を農業振興事業費補助金交付要綱（昭和35年京都府告示第928号）第3条の規定により申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業実施計画  
別添のとおり
- 3 事業の着手予定年月日及び完了予定年月日  
着手： 年 月 日  
完了： 年 月 日

4 経費負担区分 (単位：円)

事業名	事業費	負担区分			備考
		府補助金	市町村費	その他	
合 計					

5 収支予算書

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	予算額	前年度予算額	比 較		備考
			増	減	
府補助金					
市町村費					
その他					
合 計					

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	予算額	前年度予算額	比 較		備考
			増	減	
合 計					

※承認を受けた事業実施計画（別添1、別添2、別添3及び別添4）を添付すること。

第5号様式

番 号  
年 月 日

京都府知事 様

市町村長  
〔 名前（組織名）  
代表者（職・氏名） 〕

年度集落連携 100ha 農場づくり事業（ 事業）  
補助金変更承認申請書

年 月 日付け京都府指令 第 号で補助金の交付決定の上記事業について、下記のとおり変更したいので、農業振興事業費補助金交付要綱（昭和35年京都府告示第928号）第4条の規定により、申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容

注 変更の内容は第4号様式に準じ、変更前を上段に赤字で、変更後を下段に黒字で二段書きに記載してください。

第6号様式

年 月 日

市町村長 様

所在地  
組織名  
代表者（職・氏名）

集落連携100ha農場づくり事業変更計画承認申請書

年 月 日付け 第 号で承認を受けた事業実施計画について、別添の事業実施計画のとおり変更したいので、集落連携100ha農場づくり事業実施要領第5の4の(1)の規定により、申請します。

添付書類

事業実施計画（ 事業）※実施事業名を記載

（別添1から4のうち、該当するものに限る）

広域営農体制準備組織概要書（第1号様式 添付書類）

第7号様式

番 号  
年 月 日

京都府知事 様

市町村長

集落連携100ha農場づくり事業変更計画承認申請書

年 月 日付け 第 号で承認を受けた上記事業実施計画について、別添の事業実施計画のとおり変更したいので、集落連携100ha農場づくり事業実施要領第5の4の(2)の規定により、申請します。

添付書類

事業実施計画（ 事業）※実施事業名を記載

（別添1から4のうち、該当するものに限る）

広域営農体制準備組織概要書（第1号様式 添付書類）

第8号様式

番 号  
年 月 日

市町村長 様

京都府知事

集落連携 100ha 農場づくり事業変更の承認について（通知）

年 月 日付で申請のあった事業実施計画の変更については、集落連携 100ha 農場づくり事業実施要領第5の6の規定により承認します。



京都府知事 様

市町村長

〔 組織名  
代表者（職・氏名） 〕

年度集落連携 100ha 農場づくり事業（ 事業） 交付決定前着手届

集落連携 100ha 農場づくり事業実施要領別記1の第2（別記2の第3）の規定により、  
下記条件を了承の上、交付決定前に着手するので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業主体が負担するものとする。
- 2 補助金の交付決定を受けた金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更（事業の内容変更）はないこと。

事業費 : 円

うち補助金 : 円

着手年月日 :

完了予定年月日 :

理由 :

京都府知事 様

市町村長

〔 組織名  
代表者（職・氏名） 〕

年度集落連携 100ha 農場づくり事業（ 事業）補助金実績報告書

年 月 日付け京都府指令 第 号による 年度 事業を完了したので、農業振興事業費補助金交付要綱（昭和 3 5 年京都府告示第 9 2 8 号）第 5 条の規定により、その実績を報告します。

記

1 事業の目的

2 事業実施実績

3 事業の着手年月日及び完了年月日

着手： 年 月 日

完了： 年 月 日

4 経費負担区分

(単位：円)

事業名	事業費	負担区分			備考
		府補助金	市町村費	その他	
合 計					

5 収支精算書

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	精算額	予算額	比 較		備考
			増	減	
府補助金					
市町村費					
その他					
合 計					

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	精算額	予算額	比 較		備考
			増	減	
合 計					

京都府知事 様

市町村長

( 組織名  
代表者 (職・氏名) )

年度集落連携 100ha 農場づくり事業 ( 事業 ) 概算払請求書

年 月 日付け京都府指令 第 号により交付決定のあった事業について、集落  
連携 100ha 農場づくり事業実施要領別記 1 の第 4 (別記 2 の第 5) の規定により概算払の  
請求をしたいので、下記により補助金 円を概算払によって交付されたく請求し  
ます。

記

1 請求内容

取組 内容	事業費 円	交付決定額 円	既受領額 円	今回請求額 円	残額 円	事業完了 予定 年月日	備考
合計							

2 振込先

金融機関名及び支店名 : 銀行 支店

口座名義 (フリガナ) :

( )

口座種類、口座番号 :

※押印を省略する場合、発行責任者、担当者の氏名、連絡先を記載すること。

※請求時点における事業の遂行状況がわかる資料を添付すること (任意様式)

年 月 日

市町村長 様

所在地  
組織名  
代表者（職・氏名）

年度集落連携 100ha 農場づくり事業実施状況報告書

集落連携 100ha 農場づくり事業実施要領別記 1 の第 5 の 1 の規定により、別添のとおり実施状況を報告します。

記

1 報告事業一覧

実施年度	実施事業	事業主体

添付書類

実施状況報告（〇〇事業、△△事業） ※実施事業名を記載  
（別添 5、別添 6、別添 7 及び別添 8）

年 月 日

京都府知事 様

市町村長

〔 組織名  
代表者（職・氏名） 〕

年度集落連携 100ha 農場づくり事業実施状況報告書

集落連携 100ha 農場づくり事業実施要領別記 1 の第 5 の 2（別記 2 の第 6）の規定により、別添のとおり実施状況を報告します。

記

1 報告事業一覧

実施年度	実施事業	事業主体

添付書類

実施状況報告（〇〇事業、△△事業） ※実施事業名を記載  
（別添 5、別添 6、別添 7、別添 8 及び別添 10）

年 月 日

京都府知事 様

組織名  
代表者（職・氏名）

集落連携 100ha 農場づくり事業実施（変更）計画承認申請書

（ 年 月 日付け 第 号で承認を受けた上記事業実施計画について、）事業を  
実施（変更）するため承認を受けたいので、集落連携 100ha 農場づくり事業実施要領別記  
2 の第 1 の 1 （3）の規定により、別添のとおり事業実施計画を提出します。

添付書類

事業実施計画（ 事業）※実施事業名を記載  
（別添 9 及び別添 10）

第 15 号様式

番 号  
年 月 日

申請者 様

京都府知事

集落連携 100ha 農場づくり事業実施（変更）の承認について（通知）

年 月 日付けで申請のあった事業実施計画については、集落連携 100ha 農場づくり事業実施要領別記 2 の第 1 の 2（3）の規定により承認します。



年 月 日

市町村長 様

所在地  
組織名  
代表者（職・氏名）

革新計画（変更）認定申請書

革新計画書の（変更）認定を受けたいので、集落連携 100ha 農場づくり事業実施要領第 6 の 1 の（1）（第 6 の 3）の規定により申請します。

添付書類  
革新計画書（参考様式）

第 17 号様式

番 号  
年 月 日

京都府知事 様

市町村長

革新計画（変更）認定申請書

革新計画書の（変更）認定を受けたいので、集落連携 100ha 農場づくり事業実施要領第 6 の 1 の（2）（第 6 の 3）の規定により申請します。

記

（広域営農体制準備組織名）

- ・
- ・
- ・

添付書類

組織から提出された申請書写し（第 16 号様式）

第 18 号様式

番 号  
年 月 日

市町村長 様

京都府知事

革新計画の（変更）認定について（通知）

年 月 日付け 第 号で提出のあった革新計画書については、集落連携 100ha  
農場づくり事業実施要領第 6 の 2（第 6 の 3）の規定により認定します。